

# 平成31年度 石丸小学校いじめ防止基本方針

## いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、4月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容改善、1月に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。

### 1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見・即対応
- (3) いじめ防止のための職員研修の充実
- (4) いじめ防止等の対策のための組織の構築

### 2 いじめの未然防止

#### (1) いじめを生まない教育活動の推進

- いじめを生まない本校独自の取組の実施を一層促進する。
- 集会やスポーツチャレンジタイム等の共同的な活動を通して、児童がお互いの理解を深めるための場づくりを積極的に行う。
- 児童が安心して過ごすことのできる学級集団づくりを行う。
- 学校生活に関するアンケートを毎月1回実施する。
- Q-Uを全学年2回（1年生のみ1回）実施する。  
要支援群の児童については、すぐに支援を行うと共に、分析と対策を職員研修に位置づけ、より効果的な支援が行えるようにする。
- 「学校いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。  
いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

#### (2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

保護者（PTA役員）、地域住民（主任児童委員、子ども育成連合会代表、自治協役員）、えがお館等との連携を図ると共に、学校サポーター会議、スクールサポーター（警察関係）等を活用する。

### 3 いじめの早期発見・即対応

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を守る。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

#### 4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童徒の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、必要に応じて、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童への指導の徹底及び継続観察を行い、再発防止に努める。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案については、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。

#### 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向を十分に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

#### 6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。（年2回）
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。（年2回）
- (5) ネット上のいじめに関する研修を実施する。

#### 7 その他

- (1) いじめへの対応については、保護者会や地域での会議、いじめ防止対策委員会、学校サポーター会議等で広く周知を図る。
- (2) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

#### 8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

##### (1) 組織の名称・役割

- 名称  
石丸小学校校内いじめ防止対策委員会
- 役割
  - ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正

- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- ・ 学校における，いじめであるかどうかの判断
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成 ※詳細は別添資料 1 に記載

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当，人権教育担当，特別支援教育担当，養護教諭，SC，SSW，該当学年教諭など

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第 28 条関係）

(1) 組織の名称と役割

- 名称  
石丸小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
  - ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
  - ・ 重大事態に係る事実関係の調査
  - ・ 調査結果を教育委員会に報告
  - ・ 調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当，人権教育担当，特別支援教育担当，養護教諭，SC，SSW，該当学年教諭など

【PTA】会長など

【地域】自治協議会会長，公民館館長，人尊協代表，子ども会育成連合会代表，主任児童委員など

【専門的な知識を有する者】心理・福祉の専門家など

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学年集会の実施 学校いじめ防止基本方針作成 学校生活アンケート	PD P PD	いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会	P D	
5	学校生活アンケート 児童会・生徒会による取組	PD PD	校内いじめ対策委員会 家庭訪問 学校警察連絡協議会	D D D	
6	学校生活アンケート Q-Uアンケート 児童会・生徒会による取組 「いじめゼロ取組月間」	PD D D CA	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
7	学校生活アンケート 学年集会の実施	PD DC	校内いじめ防止対策委員会 石丸小いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 地域懇談会	CA DC DC DC	

8	いじめゼロサミット2018参加	D	夏季研修 (Q-U 事例検討会) 夏季研修 (いじめの早期発見) ・1学期の取組の反省 校内いじめ防止対策委員会	CA D C D	
9	学年集会の実施 いじめゼロ実現プロジェクト 学校生活アンケート	PA D PD	校内いじめ防止対策委員会	PD	
10	学校生活アンケート	PD	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
11	児童会による取組 (ふわふわことば週間) 「いじめゼロ取組月間」 インターネット教室 (保護者含む) 学校生活アンケート	CA D  PD	校内いじめ防止対策委員会	D	
12	学校生活アンケート	PD	校内いじめ防止対策委員会 石丸小いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 学校警察連絡協議会 冬季研修 (Q-U 事例検討会)	CA CA C D CA	
1	学校生活アンケート	PD	校内いじめ防止対策委員会	PD	
2	「いじめゼロ取組月間」 児童会による取組 (ふわふわことば週間) 学校生活アンケート	D D PD	校内いじめ防止対策委員会 教育相談 学校警察連絡協議会	D D D	
3	学校生活アンケート	PD	石丸小いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 校内いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	CA CA C A	

※いじめ防止等の対策のための組織の構成員のうち、学校の教職員のみで行う  
「校内いじめ防止対策委員会」は、月に1回開催する。学校外の関係者を含めた「石丸小いじめ防止対策委員会」は、年2回開催する。